

PPA による公共施設太陽光発電・蓄電池設備導入事業
公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 8 月

宮古市政策推進部エネルギー推進課

【目 次】

1	趣旨	1
2	プロポーザル概要	1
3	実施スケジュール（予定）	1
4	審査の概要	2
5	参加資格要件	2
6	担当部署（事務局）	3
7	質問及び回答	3
8	参加表明書の提出	3
9	参加資格審査結果通知	5
10	企画提案書の作成要領	5
11	企画提案書の提出	7
12	プレゼンテーション	8
13	審査基準	8
14	基本協定締結までの流れ	9
15	参加表明書及び企画提案書の無効	9
16	その他	9

1 趣旨

この要領は、宮古市（以下「市」という。）が所有する公共施設に太陽光発電設備又は太陽光発電設備及び蓄電池設備を導入し、平時の電源として利用することにより温室効果ガス排出量を削減するとともに、公共施設のランニングコストの低減を図ることを目的として、PPA による電力販売事業（以下「本事業」という。）を行う事業者を公募するに当たり、必要な事項を定めるものである。

2 プロポーザル概要

(1) 事業名

PPA による公共施設太陽光発電・蓄電池設備導入事業

(2) 対象施設

みやこ斎苑（詳細は、仕様書のとおり）

(3) 事業期間

仕様書のとおり

(4) 留意事項

環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）の活用を前提にしているため、提案者は、当該交付金の交付要綱、実施要領等を熟知し、当該交付金の交付条件を踏まえた提案を行うこと。

(5) 予算額（市補助額上限）

20,000 千円（太陽光発電 1 / 2、蓄電池 2 / 3）

3 実施スケジュール（予定）

(1) 実施スケジュールは、次に示すとおりとする。

ア 公募開始の公告	令和 8 年 8 月 31 日（月）
イ 質疑の受付締切り	令和 8 年 9 月 4 日（金）
ウ 質疑への回答	令和 8 年 9 月 8 日（火）（予定）
エ 参加表明書等提出期限（一次審査）	令和 8 年 9 月 14 日（月）
オ 一次審査結果通知（企画提案書提出要請）	令和 8 年 9 月 16 日（水）（予定）
カ 施設見学	令和 8 年 9 月 18 日（金）
キ 企画提案書提出期限	令和 8 年 9 月 29 日（火）
ク プレゼンテーション実施	令和 8 年 10 月 1 日（木）（予定）
ケ 二次審査結果通知（最優秀者・次点者の特定）	令和 8 年 10 月 6 日（火）（予定）
コ 基本協定締結	令和 8 年 10 月 9 日（金）（予定）

(2) 施設見学

一次審査合格者を対象に施設見学日において対象施設の見学を行う。

施設見学を希望する場合は、令和 8 年 9 月 17 日（木）までに 6 に示す担当部署へ電話又は電子メールで申し込むものとする。

なお、施設見学に当たっては、エネルギー推進課の指示に従うこと。

4 審査の概要

審査は、5に示す参加資格要件を満たす者に対して一次審査（事業実績審査）を実施し、上位3者を一次審査合格者として二次審査（企画提案書の内容審査及びプレゼンテーション）を実施し、一次審査、二次審査の評価合計点の最も高い企画提案者を最優秀者、2番目に高い企画提案者を次点者として特定する。

なお、最優秀者選定後に仕様書及び本要領の内容を満たしていない等の不備が明らかとなった場合、次点者を最優秀者とする。

5 参加資格要件

(1) 本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

ア 県内に本社のある法人又は団体（以下「法人等」という。）であること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき、更生又は再生手続きをしていないこと。

エ プロポーザル実施公表の日から起算して受託候補者の特定の日まで、市が定める指名停止期間又は入札参加資格停止期間に該当する者でないこと。

オ 暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。また、役員が同法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

カ 本事業と類似した事業（以下「類似事業」※という。）について、過去5年間における履行実績を有する者であること。

※類似事業：施設（住宅を除く。）の屋上、施設用地等における10kW以上の太陽光発電設備等設置工事の請負又は発電事業をいい、必ずしもPPAには限定しない。

上記実績は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者でも認めるものとする。

キ 本事業を実施する体制の中に、次の資格を有する者を含めること。

(ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士

(イ) 第一種、第二種又は第三種電気主任技術者

上記資格は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者でも構わない。

ク 国税及び地方税を滞納していないこと。

(2) グループで参加する場合の留意事項

複数の法人等によって構成するグループで参加する場合には、次の事項に留意すること。

ア グループを代表する法人等を定めること。

イ 単独で参加した法人等は、グループ参加の構成員になれないこと。

ウ 同時に複数のグループの構成員となれないこと。

エ グループの構成員となる者のいずれかが、過去5年間において類似事業の実績を有する者であること。

6 担当部署（事務局）

〒027-8501

宮古市宮町一丁目1番30号

宮古市 政策推進部 エネルギー推進課 エネルギー推進係

電話番号：0193-68-9079

F A X：0193-63-9114

E-Mail：energy@city.miyako.iwate.jp

7 質問及び回答

(1) 提出方法

不明な点がある場合は、質問書（様式第1号）に質問事項をまとめ、電子メールにより事務局へ提出すること。

電子メールの件名は、「【事業者名】PPAによる公共施設太陽光・蓄電池設備導入事業に関する公募型プロポーザルに係る質問書の送付」とすること。

(2) 提出期限

令和8年9月4日（金）午後5時

(3) 提出先

6 担当部署に同じ

(4) 回答方法

提出された質問に対する回答は、令和8年9月8日（火）（予定）に質問者に対して電子メールにより通知するほか、市ホームページにて公表することとする。

8 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる書類に必要事項を記入の上、事務局まで持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

なお、提出書類については、一次審査における事業実績審査の対象とする。

(1) 提出書類

ア PPAによる公共施設太陽光・蓄電池設備導入事業に関する公募型プロポーザル参加表明書（様式第2号）

※グループ参加の場合は、グループ構成書（様式第3号）及びグループ協定書（様式第4号）を併せて提出すること。

イ 法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書）

※1 グループ参加の場合は、グループの構成員となる者についても、法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書）を提出すること。

※2 電子メールによる提出の場合、原本である旨を証明すること。

ウ 事業者の類似事業実績書（様式第5号）

(ア) 類似事業実績

過去5年間（令和3年度から令和7年度まで）における類似事業の履行実績について

て、最大5件まで記載すること。

(イ) 実績の証明資料の提出

類似事業の記載に当たっては、契約及び事業完了を証する書類（契約書、協定書又はテクリス実績）の写しを、記載した事業全てについて添付すること。

なお、提出された事業実績が類似事業に該当するか等疑義が生じた場合については、提出者に確認の上、市がこれを判断する。

エ 事業の実施体制表（様式第6号）

- ① 契約締結後における事業の実施体制（管理技術者、担当技術者の氏名、実務経験、担当する業務等）について記載すること。
- ② 各技術者について、保有資格を記載した場合は、資格を証明する書類の写しを添付すること。
- ③ 市内に本店を有する業者（以下「市内事業者」という。）を実施体制に含めることとし、具体的な市内事業者名を記載すること。
- ④ 事業期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）について記載すること。

オ 配置技術者の類似事業実績書（様式第7号）

① 管理技術者の実績

管理技術者は、過去5年間（令和3年度から令和7年度まで）に受託した類似事業について実績がある場合は、最大3件まで記載することとし、事業に従事したことを証する書類（契約書、テクリス実績等）の写しを、実績を記載する全ての事業について添付すること。

なお、当該類似事業が事業者の類似事業実績書（様式第5号）の実績の証明資料と重複する場合は、添付を不要とする。

② 主担当技術者の実績

主担当技術者は、過去5年間（令和3年度から令和7年度まで）に受託した類似事業について実績がある場合は、最大2件まで記載することとし、事業に従事したことを証する書類（契約書、テクリス実績等）の写しを、実績を記載する全ての事業について添付すること。

なお、当該類似事業が事業者の類似事業実績書（様式第5号）の実績の証明資料と重複する場合は、添付を不要とする。

カ 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書（様式第8号）

キ 国税及び地方税を滞納していないことの書類の写し

(2) 提出期限

令和8年9月14日（月）午後5時

(3) 提出場所

6 担当部署に同じ

(4) 提出部数

1 部

(5) 提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に提出場所へ直接持参すること。

イ 郵送

封筒に「プロポーザル参加表明書在中」の旨を記載し、書留郵便等配達記録が分かる方法により、提出期限までに提出場所へ届くように提出すること。

ウ 電子メール

提出期限までに電子メールにより事務局へ提出すること。

電子メールの件名は、「【事業者名】PPAによる公共施設太陽光・蓄電池設備導入事業に関する公募型プロポーザル参加表明書の送付」とすること。

9 参加資格審査結果通知

提出された参加表明書（8の(1)に掲げる書類）を事務局で確認・審査し、企画提案書の提出可否について、参加表明書の各提出者に対し通知するとともに、一次審査合格者（点数が72点未満の者は失格）に対しては企画提案書の提出を求めるものとする。

なお、参加資格審査結果について疑義のある者は、質問書（様式第1号）により、通知した日の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に、事務局に対して説明を求めることができる。

※一次審査合格者は、次に掲げる資料が格納されたCD-Rを借用することができる。借用を希望する一次審査合格者は、事務局に対して連絡すること。

- ・平面図、立面図、構内配電線図、キュービクルの単線結線図
- ・電力30分値データ（令和7年度分）
- ・電気料金の請求書（令和7年度分）

10 企画提案書の作成要領

企画提案書は、次に定めるところにより作成し、提出するものとする。

(1) 企画提案書表紙（様式第9号）

(2) 企画提案書

様式は自由とする。ただし、文字サイズは見やすい大きさに配慮することとし、枚数は10ページ以内とする（両面印刷の場合は5枚以内、表紙及び目次はページ数に含めない）。

また、事業工程は、ページに含めない。

企画提案書の内容は、実施可能なものとし、次の課題・テーマについて必要に応じて図等を使用し、簡潔に記述すること。

《課題・テーマ》

ア 実施方針

提案の基本方針、概要、設備の平常時のシステム構成図（平常時に使用できる設備・容量を明確にすること。）等を記載すること。

イ 太陽光発電設備容量

対象施設における想定設備容量（太陽光発電設備定格出力（kW）及びパワーコンディショナーの最大定格出力（kW））を検討すること。

ウ 蓄電池設備容量

対象施設における想定設備容量（蓄電池出力（kW）及び容量（kWh））を検討すること。

なお、原則、蓄電池設備を導入することとしているが、蓄電池設備の導入によるレジリエンス等への効果が小さく、蓄電池設備を導入しない選択が、市にとって有益となり得る場合は、蓄電池設備を導入しない提案も可とする。

エ 自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量

- ・対象施設における想定自家消費電力量を検討すること。検討に当たっては、対象施設の自家消費電力量（kWh）が最大となる考え方を示すこと。

※地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）の要件により自家消費率を50%以上とすること。

- ・温室効果ガス排出削減量は、対象施設における1年間の総量を算出すること。なお、電力の二酸化炭素排出量係数は、地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック（令和8年3月環境省地球環境局公表）で定められている0.000416 t-CO₂/kWhを使用すること。

オ 設備設置仕様

- ・太陽光発電設備の設置場所、設置方法（架台等）、検討において想定した設備仕様（寸法、重量等を含む。）を記載すること。
- ・想定する設置場所での設置方法は、JIS C8955に定められている荷重（風圧、積雪、地震等）に耐えうる構造であること。
- ・蓄電池設備の設置場所について検討すること。

カ 非常時に利用可能なシステム

次に掲げる点を含め、非常時の利用方法を提案すること。

- ・非常時のシステム構成図（非常時に使用できる設備・容量を明確にすること。）
- ・非常時の利用、操作方法
- ・自立運転時に太陽光発電設備等から使用可能な出力（kW）

キ 電力販売契約単価及び発電設備導入前後の電気料金（参考見積）

- ・電力販売契約単価は、事業期間中一定とし、消費税及び地方消費税を含む価格で提示すること。
- ・電力販売契約単価は、提案すること。
- ・電気料金の概算については、事業期間中における市の負担として算出すること（事業期間20年間分の電気料金シミュレーション等を示すこと。）。
- ・環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用した場合の額で示すこと。
- ・当該交付金相当額が控除されていることが分かるようにすること。

・事業期間（20 年間）における蓄電池設備の更新に係る費用は考慮しないものとする。

※経済的なメリットが生じない場合は、本事業において、蓄電池設備を導入しない可能性が有ることに留意すること。

ク 維持管理計画等

太陽光発電設備を用いて発電した電力を対象施設に供給する期間における維持管理等の計画（法令点検、日常点検、設備改修計画、遠隔監視システム等）、スケジュール等について記載すること。

ケ 事業収支計画

・工事費、維持管理費等（太陽光発電設備、蓄電池設備のそれぞれに要した費用など可能な限り詳細を記載）について、資金調達を含めた事業期間中の事業収支計画を作成すること。

・事業収支計画においては、設計、施工、維持管理、その他経費等の各項目について、内訳の算出過程及び金額を記載すること。なお、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）の活用を前提とすること。

コ 対象施設への配慮

・対象施設への光害の可能性について検討し、その結果を記載すること。
・騒音、振動対策、安全対策等についても記載すること。

サ 事業期間中のリスク対策

損害保険の適用範囲、その他の対策等について記載すること。

また、事業者が破綻した場合の設備の撤去方策（撤去費用の積立て、履行保証保険への加入等）についても記載すること。

シ 市内事業者の活用方針

市内事業者の活用方針について記載すること。

ス 市の特性を活かした独自提案

本事業における再生可能エネルギーの地産地消を通じた地域内経済循環の創出に係る取組について独自提案があれば提案すること。

セ その他独自提案

環境教育に係る取組、その他温室効果ガス排出量の削減に有効な独自提案、電気料金の低減・安定化に係る独自提案、太陽光発電設備による発電量又は温室効果ガス排出量の削減量を把握するための設備等があれば提案すること。

(3) 事業工程

上記提案内容を反映した事業工程を提案すること。様式は自由とするが、見やすさや情報量を考慮してA3版の使用も可とする。

設備の導入期限は、令和9年2月末までとする。

11 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和8年9月29日（火）午後5時

(2) 提出場所

6 担当部署に同じ

(3) 提出部数（持参又は郵送の場合）

ア 企画提案書表紙（様式第9号）	正本1部	
イ 企画提案書	正本1部	副本10部
ウ 事業工程表	正本1部	副本10部
エ 参考見積書	正本1部	副本10部

(4) 提出方法

8の(5)に同じ。※封筒への記載は「プロポーザル企画提案書在中」とする。

電子メールの件名は、「【事業者名】PPAによる公共施設太陽光・蓄電池設備導入事業に関する企画提案書の送付」とすること。

12 プレゼンテーション

企画提案の内容確認や補足説明を受けるため、企画提案書（11の（3）に掲げる書類）の提出者によるプレゼンテーション及び審査委員会による審査を実施する。

(1) プレゼンテーション実施日

令和8年10月1日（木）を予定（詳細は、別途参加者に通知する。）

(2) プレゼンテーションの場所

宮古市役所（予定）（詳細は、別途参加者に通知する。）

(3) 出席者

1応募者当たり5名以内とする。本事業を実施する際に主として担当する者が行うこと。

(4) プレゼンテーションの持ち時間

プレゼンテーション20分、質疑応答10分程度とする。

(5) その他

ア プレゼンテーションは、提出した企画提案書に基づき実施するものとし、提案書の差し替えや追加資料の提示等は認めない（企画提案書の要約又はプレゼンテーションで使用するスライド資料の配付は可とする。）

イ プロジェクター及びスクリーンを使用の場合（使用する場合は、企画提案書を提出する際に事前に事務局に連絡すること。）は市が用意し、パソコンを使用する場合は、提案者が準備すること。

13 審査基準

(1) 企画提案の評価項目

参加表明書、企画提案書、プレゼンテーションの内容に関する評価は、次に掲げる評価項目によるものとする。

ア 参加事業者の類似事業の実績（様式第5号の記載内容）

イ 事業の実施体制（様式第6号の記載内容）

ウ 管理技術者、主担当技術者の類似事業の実績（様式第7号の記載内容）

エ 企画提案書（課題に対する提案内容の妥当性、的確性等）

オ プレゼンテーション（専門技術力、取組意欲、コミュニケーション力等）

(2) 企画提案項目の評価割合と評価基準

企画提案の評価項目		配点	評価割合
一次 審査	① 参加事業者の類似事業実績、事業の実施体制、 管理技術者、主担当技術者の類似事業の実績	120	20%
二 次 審査	② 企画提案書	360	60%
	③ プレゼンテーション	120	20%
合 計		600	100%

(3) その他

ア 参加事業者が1者であっても、有効に成立するものとする。

イ 参加事業者が1者であっても、評価を行い、事業者として適当でないと認められる場合には、事業者と選定しないことがある。

ウ 合計が360点未満の場合は、事業者として選定しないものとする。

14 基本協定締結までの流れ

(1) 特定結果の通知及び公表

特定結果については、令和8年10月6日（火）（予定）に企画提案書の提出者に対して、通知するとともに、市のホームページにおいて公表する。特定されなかった事業者については、会社名は公表しない。

なお、特定結果について疑義のある者は、質問書（様式第1号）により、通知した日の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に事務局に対して説明を求めることができる。

(2) 基本協定締結に係る協議

審査の結果、最優秀者となった者と本事業の実施内容等について協議を行った上で、市と基本協定を締結する。

15 参加表明書及び企画提案書の無効

次の事項のいずれかに該当する場合は、提出された参加表明書及び企画提案書を無効とする。

(1) 審査の公平な執行を妨げたと認められた場合

(2) 提出期限を過ぎて提出された場合

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

16 その他

(1) 本プロポーザルに参加することに係る費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 提出された書類等について市は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。

(3) 参加表明書に記載した配置技術者は、原則として変更することができない。ただし、やむを得ない理由により変更が必要な場合は、市と協議の上、了解を得ること。